

学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

| 学 歴 免 許 等 の 区 分 | | 学 歴 免 許 等 の 資 格 |
|-----------------|-------------|---|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| 1 大学卒 | 一 博士課程修了 | (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 二 修士課程修了 | (1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 三 専門職学位課程修了 | (1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 四 大学 6 卒 | (1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 五 大学専攻科卒 | (1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 六 大学 4 卒 | (1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| 2 短大卒 | 一 短大 3 卒 | (1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 二 短大 2 卒 | (1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安大学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 三 短大 1 卒 | (1) 海上保安大学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| 3 高校卒 | 一 高校専攻科卒 | (1) 学校教育法による高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 二 高校 3 卒 | (1) 学校教育法による高等学校，中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| | 三 高校 2 卒 | (1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |
| 4 中学卒 | 中 学 卒 | (1) 学校教育法による中学校，義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第 76 条第 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 |

備考

この表の「特別支援学校」には平成 18 年法律第 80 号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健師助産師看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。